

# 福岡県中小企業者等月次支援金

福岡県議会議員 原中誠志  
 【2021年8月20日号 Vol.116-5】  
 〒810-0044 福岡市中央区六本松3-11-33-102  
 TEL: 092(406)9390 MAIL: info@haranaka.jp

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・営業時間短縮や外出の自粛等の影響により、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援する月次支援金を給付します。

## 対象者

- ① 県内(政令市を除く)に本社・本店のある中小法人・個人事業者等
- ② 県内(北九州市を除く)に本社・本店のある酒類販売事業者(中小事業者等)

## 給付要件

- ① 飲食店の休業・営業時間短縮や外出自粛等の影響を受け、2021年5月・6月・7月・8月・9月の月間売上が、2019年(又は2020年)の同月比で**30%以上50%未満**減少していること。
- ②-1 酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021年5月・6月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象者であって、2019年(又は2020年)の同月比で、(ア)**50%以上70%未満**減少していること、又は(イ)**70%以上**減少していること。
- ②-2 酒類の提供を停止する飲食店と取引があり、2021年8月・9月の売上にかかる国の月次支援金の給付対象者であって、2019年(又は2020年)の同月比で、(ア)**50%以上70%未満**減少していること、(イ)**70%以上90%未満**減少していること、又は(ウ)**90%以上**減少していること。
- ②-3 酒類の提供を停止する飲食店と取引がある酒類販売事業者であって、2021年7月～8月、又は8月～9月の月間売上が2か月連続で、2019年(又は2020年)の同月比で、(エ)**15%以上30%未満**減少していること。

## 給付額

- ① 法人 上限**10万円/月**、個人事業者 上限**5万円/月** (売上30～50%減少 5・6・7・8・9月対象)
- ② (ア)法人 上限**20万円/月**、個人事業者 上限**10万円/月**(売上50～70%減少 5・6・8・9月対象)  
 (イ)法人 上限**40万円/月**、個人事業者 上限**20万円/月**(売上70～90%減少 5・6・8・9月対象)  
但し5・6月分は90%以上減少した事業者を含む。  
 (ウ)法人 上限**60万円/月**、個人事業者 上限**30万円/月**(売上90%以上減少 8・9月対象)  
 (エ)法人 上限**10万円/月**、個人事業者 上限**5万円/月** (売上15～30%減少 8・9月対象)  
但し7～8月、又は8月～9月2か月連続で減少した場合に限る。

※5月、6月、7月、8月、9月分をそれぞれ申請可能です。

### 【算出方法】

2019年(又は2020年)5月(又は6月・7月・8月・9月)の売上 - 2021年同月の売上  
 (②については、上記算出方法から国の支援金額を差し引いた額)

※②(ウ)、(エ)は8月・9月分についてのみ申請可能です。

※①、②とも福岡県感染拡大防止協力金の給付対象者は対象外です。

## 申請期間

- ① 5月分: **2021年6月18日(金)～8月31日(火)**  
 6月分: **2021年7月 1日(木)～8月31日(火)**  
 7月分: **2021年8月 1日(日)～9月30日(木)**
- ② 5・6月分: **2021年7月9日(金)～9月30日(木)**

(8月分の受付開始は9月、9月分の受付開始は10月を予定しております。)

※Web、郵送での申請となります。

上乗せ

## 問い合わせ先

福岡県中小企業者等月次支援金コールセンター  
 電話: **0120-876-866**(平日9時～17時)  
 ホームページ:  
<http://www.getsujishienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>  
 担当課: 商工部中小企業振興課  
 092-643-3420

## 給付対象イメージ図

